

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年3月27日
【発行者名】	大和住銀投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 後藤 正明
【本店の所在の場所】	東京都千代田区霞が関三丁目2番1号
【事務連絡者氏名】	植松 克彦
【電話番号】	03-6205-0200
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	S M B C ファンドラップ・日本バリュー株 S M B C ファンドラップ・日本グロース株 S M B C ファンドラップ・日本中小型株 S M B C ファンドラップ・米国株 S M B C ファンドラップ・欧州株 S M B C ファンドラップ・新興国株 S M B C ファンドラップ・日本債 S M B C ファンドラップ・米国債 S M B C ファンドラップ・欧州債 S M B C ファンドラップ・新興国債 S M B C ファンドラップ・J-REIT S M B C ファンドラップ・G-REIT S M B C ファンドラップ・コモディティ S M B C ファンドラップ・ヘッジファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】	各ファンドにつき、1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

**1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】**

平成29年12月25日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の記載事項のうち、S M B Cファンドラップ・G-REITの投資形態の変更が決定したこと等に伴う訂正事項がありますので、本訂正届出書を提出するものであります。

**2【訂正箇所および訂正事項】**

## 第一部【証券情報】

下線部は訂正部分を示します。

&lt;訂正前&gt;

## (4)発行(売出)価格

各ファンドにつき、以下の通りとします。

ファンド名	発行価格
FW日本バリュー株 FWJ-REIT	取得申込受付日の基準価額（注2）
FW日本グロース株 FW日本中小型株 FW米国株（注1） FW日本債 FWG-REIT FWヘッジファンド	取得申込受付日の翌営業日の基準価額（注2）
FW欧州株（注1） FW新興国株（注1） FW米国債（注1） FW欧州債（注1） FW新興国債（注1） FWコモディティ（注1）	取得申込受付日の翌々営業日の基準価額（注2）

（注1）以下のファンドにおいては、取得申込受付不可日に該当する場合、取得の申込みを受けられないものとします。

ファンド名	取得申込受付不可日
（以下略）	
FW新興国債	取得申込受付日当日またはその翌営業日が、英国証券取引所、ロンドンの銀行、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合
FWコモディティ	取得申込受付日当日またはその翌営業日が、ロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合、またはブルームバーグ商品指数の算出・公表されない日と同日の場合

（以下略）

&lt;訂正後&gt;

## (4)発行(売出)価格

各ファンドにつき、以下の通りとします。

ファンド名	発行価格
FW日本バリュー株 FWJ-REIT	取得申込受付日の基準価額（注2）
FW日本グロース株 FW日本中小型株 FW米国株（注1） FW日本債 FWヘッジファンド	取得申込受付日の翌営業日の基準価額（注2）

F WG-REIT(注1)	[平成30年4月17日まで] 取得申込受付日の翌営業日の基準価額(注2) [平成30年4月18日以降] 取得申込受付日の翌々営業日の基準価額(注2)
F W欧州株(注1) F W新興国株(注1) F W米国債(注1) F W欧州債(注1) F W新興国債(注1) F Wコモディティ(注1)	取得申込受付日の翌々営業日の基準価額(注2)

(注1) 以下のファンドにおいては、取得申込受付不可日に該当する場合、取得の申込みを受付けないものとします。

ファンド名	取得申込受付不可日
(以下略)	
F W新興国債	取得申込受付日当日またはその翌営業日が、英国証券取引所、ロンドンの銀行、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合
[平成30年4月18日以降] F WG-REIT	取得申込受付日当日またはその翌営業日が、ニューヨーク証券取引所の休業日と同日の場合
F Wコモディティ	取得申込受付日当日またはその翌営業日が、ロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合、またはブルームバーグ商品指数の算出・公表されない日と同日の場合

(以下略)

## 第二部【ファンド情報】

## 第1【ファンドの状況】

## 1 ファンドの性格

下線部は訂正部分を示します。

<訂正前>

## (1) ファンドの目的及び基本的性格

(以下略)

ファンドの基本的性格

(以下略)

<属性区分表>

S M B C ファンドラップ・G-REIT

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本を含まず)		
一般				
大型株	年2回			
中小型株	年4回	日本		
債券	年6回	北米	ファミリーファ ンド	あり ( )
一般	(隔月)	欧州		
公債				
社債	年12回	アジア		
その他債券	(毎月)	オセアニア		
クレジット属性 ( )	日々			
不動産投信	その他	中南米	ファンド・オ ブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (不動産投信))	( )	アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 ( )		エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分表の各項目の定義について

その他資産（投資信託証券（不動産投信））

...目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券（マザーファンド）を通じて実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル（日本を含まず）...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含まず）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

< 商品分類表 >

（以下略）

(2) ファンドの沿革

平成19年2月20日 信託契約締結

平成19年2月20日 当ファンドの設定・運用開始

(3) ファンドの仕組み

（以下略）

以下のファンドについては、下記の通りマザーファンドへの投資を行います。

ファンド名	投資対象とするマザーファンド
F W日本バリュー株	国内株式マザーファンド
F WJ-REIT	J-REITマザーファンド
F WG-REIT	海外REITマザーファンド

委託会社等が関係人と締結している契約等の概要

（以下略）

F WG-REITにおいては、投資対象のマザーファンドの運用指図にかかる権限をマザーファンドの投資顧問会社（シービーアールイー・クラリオン・セキュリティーズ・エルエルシー（所在地：米国ペンシルバニア州ラドノー））へ委託し、マザーファンドの投資顧問会社が当該マザーファンドにおける投資判断、発注等を行います。マザーファンドの投資顧問会社とは、マザーファンドの運用指図に関する権限等を規定した運用委託契約（投資一任契約）を締結しています。

（以下略）

< 訂正後 >

(1) ファンドの目的及び基本的性格

（以下略）

ファンドの基本的性格

（以下略）

< 属性区分表 >

S M B C ファンドラップ・G-REIT

S M B C ファンドラップ・G-REITは平成30年4月18日付で投資信託約款の変更を行い、投資形態の変更を行うこととなりました。S M B C ファンドラップ・G-REITの投資形態は、平成30年4月17日まで「ファミリーファンド」、平成30年4月18日以降は「ファンド・オブ・ファンズ」となります。

[平成30年4月17日まで]

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式	年1回	グローバル (日本を含まず)		
一般				
大型株	年2回			
中小型株		日本		
	年4回			
債券		北米	ファミリーファ ンド	あり ( )
一般	年6回			
公債	(隔月)	欧州		
社債				
その他債券	年12回	アジア		
クレジット属性 ( )	(毎月)	オセアニア		
	日々			
不動産投信		中南米		なし
	その他 ( )	アフリカ	ファンド・オ ブ・ファンズ	
その他資産 (投資信託証券 (不動産投信))		中近東 (中東)		
		エマージング		
資産複合 ( )				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分表の各項目の定義について

その他資産（投資信託証券（不動産投信））

...目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券（マザーファンド）を通じて実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル（日本を含まず）...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含まず）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

[平成30年4月18日以降]

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本を含まず)		
一般				
大型株	年2回			
中小型株		日本		
	年4回			
債券		北米	ファミリーファン ド	あり ( )
一般	年6回			
公債	(隔月)	欧州		
社債				
その他債券	年12回	アジア		
クレジット属性 ( )	(毎月)	オセアニア		
	日々			
不動産投信		中南米		なし
	その他		ファンド・オブ・ ファンズ	
その他資産 (投資信託証券 (不動産投信))	( )	アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 ( )		エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分表の各項目の定義について

その他資産（投資信託証券（不動産投信））

...目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル（日本を含まず）...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含まず）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ...一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。



上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ  
(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

<商品分類表>

(以下略)

(2) ファンドの沿革

平成19年2月20日 信託契約締結

平成19年2月20日 当ファンドの設定・運用開始

平成30年4月18日 S M B C ファンドラップ・G-REITの投資形態を「ファミリーファンド」から「ファンド・オブ・ファンズ」へ変更

(3) ファンドの仕組み

(以下略)

以下のファンドについては、下記の通りマザーファンドへの投資を行います。

ファンド名	投資対象とするマザーファンド
F W 日本バリュー株	国内株式マザーファンド
F W J-REIT	J-REITマザーファンド
F W G-REIT	海外REITマザーファンド(注)

(注) F W G-REITがファンド・オブ・ファンズ形式へ変更となる平成30年4月18日以降も指定投資信託証券として海外REITマザーファンドへ投資する場合があります。

委託会社等が関係法人と締結している契約等の概要

(以下略)

F W G-REITにおいては、投資対象の海外REITマザーファンドの運用指図にかかる権限を海外REITマザーファンドの投資顧問会社(シービーアールイー・クラリオン・セキュリティーズ・エルエルシー(所在地:米国ペンシルバニア州ラドノー))へ委託し、海外REITマザーファンドの投資顧問会社が当該マザーファンドにおける投資判断、発注等を行います。海外REITマザーファンドの投資顧問会社とは、海外REITマザーファンドの運用指図に関する権限等を規定した運用委託契約(投資一任契約)を締結しています。

(以下略)

2 投資方針

下線部は訂正部分を示します。

<訂正前>

(1) 投資方針

(以下略)

各ファンドの投資方針

ファンド名	投資方針
-------	------

(以下略)

F W G-REIT	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外REITマザーファンドへの投資を通じて、世界各国の不動産投資信託証券(REIT)を主要投資対象とします。</li> <li>グローバルベースでのマクロ分析、不動産市場のファンダメンタルズ分析とボトムアップ・アプローチによる個別銘柄の分析によりポートフォリオを構築します。</li> <li>S&amp;P先進国REITインデックス(除く日本、配当込み、円換算)をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。</li> <li>マザーファンドの運用の指図に関する権限をシービーアールイー・クラリオン・セキュリティーズ・エルエルシーに委託します。</li> <li>実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。</li> </ul>
------------	--

(以下略)

(注1) ファンド・オブ・ファンズ形式で運用されるファンドは、主に以下の指定投資信託証券へ投資するものとします。

指定投資信託証券の選定、追加・変更は、S M B C日興証券株式会社からの投資助言に基づき行います。下記の指定投資信託証券は、今後追加または変更されることがあります。その場合は、事前に受益者の皆様へ通知されないこともあります。

ファンド名	主な投資対象である指定投資信託証券
(以下略)	
F W新興国債	FOF s 用新興国債F (適格機関投資家限定)
F Wコモディティ	パインブリッジ / FOF s 用コモディティF (適格機関投資家限定)

(以下略)

ファンドの仕組み

&lt; F W日本バリュース株 / F WJ-REIT / F WG-REIT &gt;

(以下略)

上記の図における(A)、(B)および(C)は、以下の各々の場合において次の通り読みかえるものとします。

(A)	(B)	(C)
F W日本バリュース株	国内株式マザーファンド	わが国の株式
F WJ-REIT	J-REITマザーファンド	わが国の不動産投資信託証券 (J-REIT)
F WG-REIT	海外REITマザーファンド	世界各国の不動産投資信託証券 (REIT)

(以下略)

< F W日本グロース株 / F W日本中小型株 / F W欧州株 / F W新興国株 / F W日本債 / F W米国債 / F W欧州債 / F W新興国債 / F Wコモディティ / F Wヘッジファンド >

(以下略)

上記の図における(A)および(B)は、以下の各々の場合において次の通り読みかえるものとします。

(A)	(B)
F W日本グロース株	わが国の株式
F W日本中小型株	わが国の株式
F W欧州株	欧州の株式
F W新興国株	新興国の株式
F W日本債	わが国の公社債
F W米国債	米国通貨建ての公社債
F W欧州債	欧州通貨建ての公社債
F W新興国債	新興国の公社債
F Wコモディティ	商品指数連動債
F Wヘッジファンド	わが国の株式等

(2) 投資対象

(以下略)

運用の指図範囲

(以下略)

## &lt; F WJ-REIT、 F WG-REIT &gt;

委託会社は、信託金を主として、大和住銀投信投資顧問株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

親投資信託は、各々の場合において以下のものが該当します。

F WJ-REIT：J-REITマザーファンド

F WG-REIT：海外REITマザーファンド

## 1．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

（以下略）

なお、3の証券を「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。また、4および5の証券を以下「投資信託証券」といいます。

その他の金融商品の運用の指図

（以下略）

S M B C ファンドラップ・シリーズが投資対象とする指定投資信託証券等の概要
--

（以下略）

指定投資信託証券等の概要は、平成29年12月25日現在で委託会社が知り得る情報を基に作成しています。今後、指定投資信託証券の各運用会社の都合等により、記載内容が変更になることがあります。
---

また、今後繰上償還などにより指定投資信託証券から除外される場合や、以下に記載した投資信託証券以外の投資信託証券が新たに指定投資信託証券に追加される場合があります。
---

（以下略）

## 6．G I M / F O F s 用新興国株F（適格機関投資家限定）

< 指定投資信託証券の概要 >

（以下略）

信託報酬	純資産総額に対して年率0.8748%（税抜：0.81%）
------	------------------------------

（以下略）

## 11．J-REITマザーファンド

（以下略）

上記の運用体制および運用方法などは将来変更になる場合があります。

## 12．海外REITマザーファンド

< マザーファンドの概要 >

（以下略）

ベンチマークについて	S&P先進国REITインデックス（除く日本）とは、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス（以下「S&P」といいます。）が算出・公表する指数です。S&Pは本商品を推奨・支持・販売・促進等するものではなく、また本商品に対する投資適格性等に関しいかなる意思表示等を行うものではありません。S&Pは、S&Pが公表する各指数またはそれに含まれるデータの正確性あるいは完全性を保証するものではなく、またS&Pが公表する各指数またはそれに含まれるデータを利用した結果生じた事項に関して補償等の責任を負うものではありません。S&P先進国REITインデックス（除く日本、配当込み、円換算）とは、米ドルベースのS&P先進国REITインデックス（除く日本、配当込み）を委託会社が円換算したものです。
------------	---

（以下略）

## (5) 投資制限

（以下略）

信託約款に定める投資制限

（以下略）

## &lt; F WG-REIT &gt;

## イ．主な投資制限

（以下略）

## ヘ．受託会社による資金の立替

（以下略）

(ハ)上記(イ)および(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

## 法令による投資制限

（以下略）

&lt;訂正後&gt;

## (1)投資方針

（以下略）

## 各ファンドの投資方針

ファンド名	投資方針
（以下略）	
F WG-REIT	<p>[平成30年4月17日まで]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海外REITマザーファンドへの投資を通じて、世界各国の不動産投資信託証券（REIT）を主要投資対象とします。</li> <li>グローバルベースでのマクロ分析、不動産市場のファンダメンタルズ分析とボトムアップ・アプローチによる個別銘柄の分析によりポートフォリオを構築します。</li> <li>S&amp;P先進国REITインデックス（除く日本、配当込み、円換算）をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。</li> <li>マザーファンドの運用の指図に関する権限をシービーアールイー・クラリオン・セキュリティーズ・エルエルシーに委託します。</li> <li>実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。</li> </ul> <p>[平成30年4月18日以降]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>投資信託証券への投資を通じて、主として世界各国のREITへ投資します。</li> <li>投資する投資信託証券は、世界各国のREITを主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。</li> <li>投資信託証券への投資は、主に指定投資信託証券<sup>(注1)</sup>の中から行います。</li> <li>指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。</li> <li>実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。</li> </ul>

（以下略）

(注1) ファンド・オブ・ファンズ形式で運用されるファンドは、主に以下の指定投資信託証券へ投資するものとします（ただし、F WG-REITはファンド・オブ・ファンズ形式へ変更となる平成30年4月18日以降の主な投資対象である指定投資信託証券を記載しています。）。

指定投資信託証券の選定、追加・変更は、S M B C日興証券株式会社からの投資助言に基づき行います。下記の指定投資信託証券は、今後追加または変更されることがあります。その場合は、事前に受益者の皆様へ通知されないこともあります。

ファンド名	主な投資対象である指定投資信託証券
（以下略）	
F W新興国債	FOF s 用新興国債F（適格機関投資家限定）

[平成30年4月18日以降] FWG-REIT	大和住銀 / プリンシパルF0F s 用外国リートF (適格機関投資家限定)
	大和住銀 / CBRE F0F s 用海外リートF (適格機関投資家限定)
	海外REITマザーファンド
FWコモディティ	パインブリッジ / F0F s 用コモディティF (適格機関投資家限定)

(以下略)

ファンドの仕組み

&lt; FW日本バリュース株 / FWJ-REIT &gt;

(以下略)

上記の図における(A)、(B)および(C)は、以下の各々の場合において次の通り読みかえるものとします。

(A)	(B)	(C)
FW日本バリュース株	国内株式マザーファンド	わが国の株式
FWJ-REIT	J-REITマザーファンド	わが国の不動産投資信託証券 (J-REIT)

(以下略)

&lt; FW日本グロース株 / FW日本中小型株 / FW欧州株 / FW新興国株 / FW日本債 / FW米国債 / FW欧州債 / FW新興国債 / FWコモディティ / FWヘッジファンド &gt;

(以下略)

上記の図における(A)および(B)は、以下の各々の場合において次の通り読みかえるものとします。

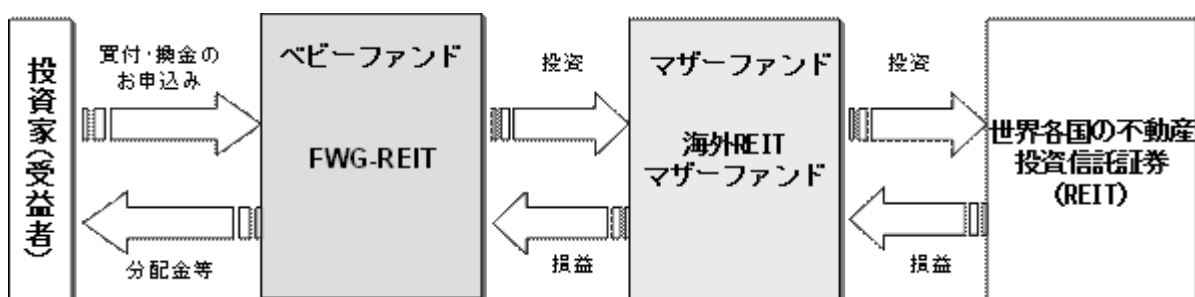
(A)	(B)
FW日本グロース株	わが国の株式
FW日本中小型株	わが国の株式
FW欧州株	欧州の株式
FW新興国株	新興国の株式
FW日本債	わが国の公社債
FW米国債	米国通貨建ての公社債
FW欧州債	欧州通貨建ての公社債
FW新興国債	新興国の公社債
FWコモディティ	商品指数連動債
FWヘッジファンド	わが国の株式等

&lt; FWG-REIT &gt;

[平成30年4月17日まで]

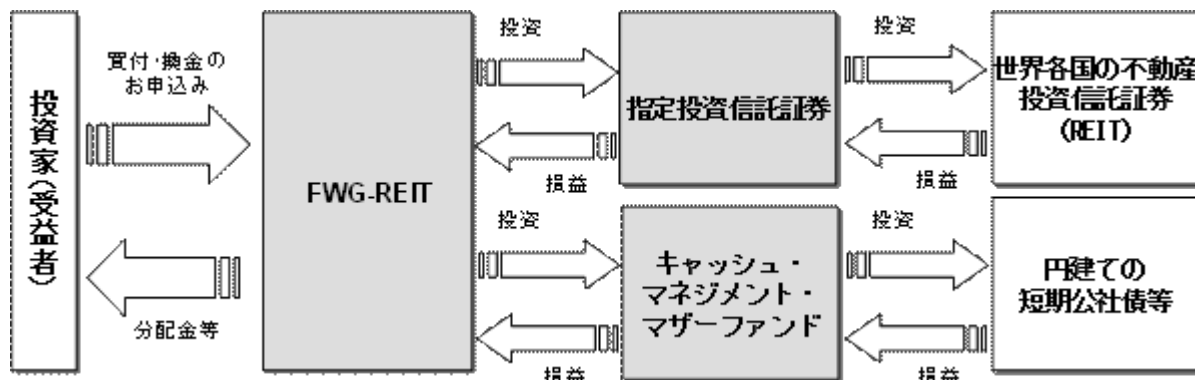
ファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様からご投資いただいた資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用を行う仕組みです。なお、ベビーファンドから有価証券等に直接投資する場合があります。



[平成30年4月18日以降]

指定投資信託証券および親投資信託「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。なお、指定投資信託証券が複数となる場合があります。



## (2) 投資対象

(以下略)

運用の指図範囲

(以下略)

### < F W J-REIT >

委託会社は、信託金を主として、大和住銀投信投資顧問株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結されたJ-REITマザーファンドに投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

(以下略)

なお、3の証券を「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。また、4および5の証券を以下「投資信託証券」といいます。

### < F W G-REIT >

[平成30年4月17日まで]

委託会社は、信託金を主として、大和住銀投信投資顧問株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された海外REITマザーファンドに投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
5. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

なお、3の証券を「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。また、4および5の証券を以下「投資信託証券」といいます。

[平成30年4月18日以降]

委託会社は、信託金を主として、指定投資信託証券および大和住銀投信投資顧問株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結されたキャッシュ・マネジメント・マザー

ファンドに投資するほか、次に掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
  2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
  3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
  4. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
  5. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- なお、3の証券を「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができます。また、4および5の証券を以下「投資信託証券」といいます。

その他の金融商品の運用の指図

(以下略)

S M B Cファンドラップ・シリーズが投資対象とする指定投資信託証券等の概要
---

(以下略)

指定投資信託証券等の概要は、平成30年3月27日現在で委託会社が知り得る情報を基に作成しています。今後、指定投資信託証券の各運用会社の都合等により、記載内容が変更になることがあります。
--

また、今後繰上償還などにより指定投資信託証券から除外される場合や、以下に記載した投資信託証券以外の投資信託証券が新たに指定投資信託証券に追加される場合があります。
---

(以下略)

6. G I M / F O F s 用新興国株F(適格機関投資家限定)

<指定投資信託証券の概要>

(以下略)

信託報酬	純資産総額に対して年率0.8208%(税抜:0.76%)
------	------------------------------

(以下略)

11. J-REITマザーファンド

(以下略)

上記の運用体制および運用方法などは将来変更になる場合があります。

12. 大和住銀/プリンシパルF O F s 用外国リートF(適格機関投資家限定)

<指定投資信託証券の概要>

投資信託委託会社	大和住銀投信投資顧問株式会社
受託会社 (再信託受託会社)	三井住友信託銀行株式会社 (日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
基本的性格	追加型投信/海外/不動産投信
運用基本方針	外国リートマザーファンド受益証券への投資を通じて、世界各国の不動産投資信託証券を主要投資対象とすることにより、安定した収益の確保と信託財産の長期的な成長を図ることを目指して運用を行います。
ベンチマーク	S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算)
主要投資対象	外国リートマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

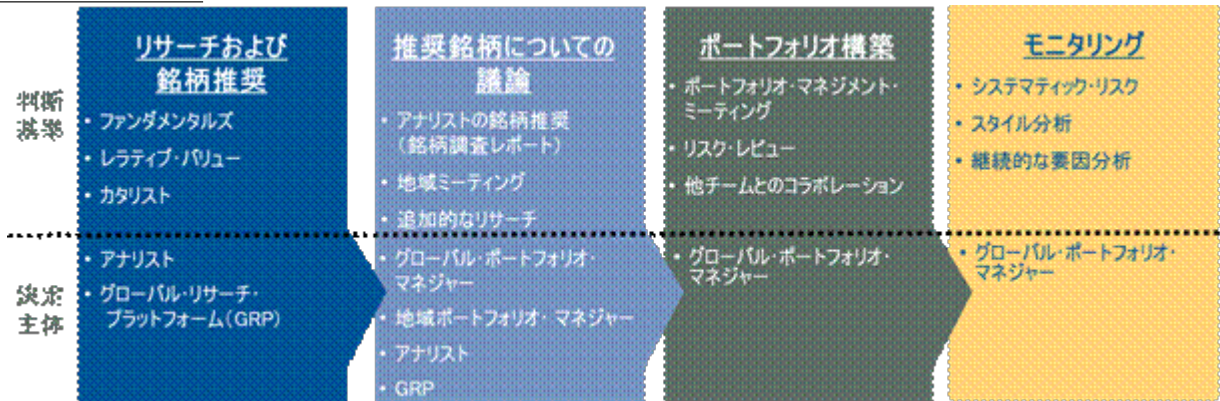
投資態度	<p>外国リートマザーファンド受益証券（以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、世界各国の不動産投資信託証券を主要投資対象とします。</p> <p>運用にあたっては、「事業のファンダメンタルズの改善とその持続性」、「株価上昇のカタリスト」、「バリュエーション」の観点からのボトムアップ・アプローチをベースとし、十分に分散の効いたポートフォリオを構築します。</p> <p>S&amp;P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算）をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。</p> <p>マザーファンドの運用の指図に関する権限をプリンシパル・リアルエステート・インベスターズ・エルエルシーに委託します。</p> <p>実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>						
主な投資制限	<p>投資信託証券（マザーファンドおよび金融商品取引所上場の投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。</p> <p>同一銘柄の投資信託証券（マザーファンドを除く）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。</p> <p>外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。</p> <p>デリバティブ取引はヘッジ目的に限定しません。</p>						
信託期間	無期限						
収益分配	<p>毎決算時に分配対象額の範囲内で、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には、分配を行わないことがあります。</p>						
信託報酬	<p>純資産総額に対して</p> <table border="0" data-bbox="432 1115 1380 1227"> <tr> <td>150億円までの部分</td> <td>年率0.648%（税抜0.60%）</td> </tr> <tr> <td>150億円超500億円までの部分</td> <td>年率0.594%（税抜0.55%）</td> </tr> <tr> <td>500億円超の部分</td> <td>年率0.540%（税抜0.50%）</td> </tr> </table>	150億円までの部分	年率0.648%（税抜0.60%）	150億円超500億円までの部分	年率0.594%（税抜0.55%）	500億円超の部分	年率0.540%（税抜0.50%）
150億円までの部分	年率0.648%（税抜0.60%）						
150億円超500億円までの部分	年率0.594%（税抜0.55%）						
500億円超の部分	年率0.540%（税抜0.50%）						
申込手数料	ありません。						
信託財産留保額	ありません。						
その他費用等	<p>財務諸表の監査に要する費用、有価証券売買時の売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用等は信託財産から支払われます（その他費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を記載することができません。）。</p>						
決算日	毎年7月25日（休業日の場合翌営業日）						
ベンチマークについて	<p>S&amp;P先進国REIT指数（除く日本）（以下「当指数」）はS&amp;P Dow Jones Indices LLC（以下「SPDJI」）の商品であり、これを利用するライセンスが大和住銀投信投資顧問株式会社に付与されています。当指数に対する一切の権利はS&amp;P Globalの一部門であるSPDJIに帰属し、全部または一部を問わずSPDJIの書面による承諾なく再流通または再生産させることは禁じられております。S&amp;P®はS&amp;P Globalの登録商標で、DowJones®はDow Jones Trademark Holdings LLC（以下「Dow Jones」）の登録商標です。SPDJI、Dow Jonesまたはそれぞれの関連会社は、当指数が当該資産クラスまたはセクターを正確に表象しているかについていかなる表明も保証も行いません。SPDJI、Dow Jonesまたはそれぞれの関連会社は、当指数またはそれに含まれるデータの誤り、欠落、または中断に対して一切の責任も負いません。S&amp;P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算）とは、米ドルベースのS&amp;P先進国REIT指数（除く日本、配当込み）を委託会社が円換算したものです。</p>						
その他	-						



## &lt; 投資信託委託会社の概要 &gt;

大和住銀投信投資顧問株式会社は、大和証券グループと三井住友フィナンシャルグループのアセットマネジメント部門の中核であり、40年を超える歴史を持っています。運用再委託先のプリンシパル・リアルエステート・インベスターズ・エルエルシーは、米国アイオワ州で設立されたプリンシパル・ファイナンシャル・グループ傘下の不動産運用に特化した運用会社です。プリンシパルでは約60年にわたる不動産投資の実績を有しており、公募不動産エクイティ（REIT）のほか、私募不動産エクイティ、私募不動産デット、公募不動産デットの4つの不動産運用サービスを提供しています。

## &lt; 運用プロセス &gt;

リサーチおよび銘柄推奨

- アナリストがファンダメンタルズ、レラティブ・バリュー、カタリストに着目した広範かつ徹底的なリサーチに基づき、銘柄推奨を行います。

推奨銘柄についての議論

- 週次で開催する地域ミーティング（南北アメリカ、欧州・中東・アフリカ、アジア・パシフィック）において、銘柄の推奨根拠や投資アイデアについて、チーム全体で議論を行います。
- 自社開発の定量分析ツールのランキングも補完的に活用します。

ポートフォリオ構築

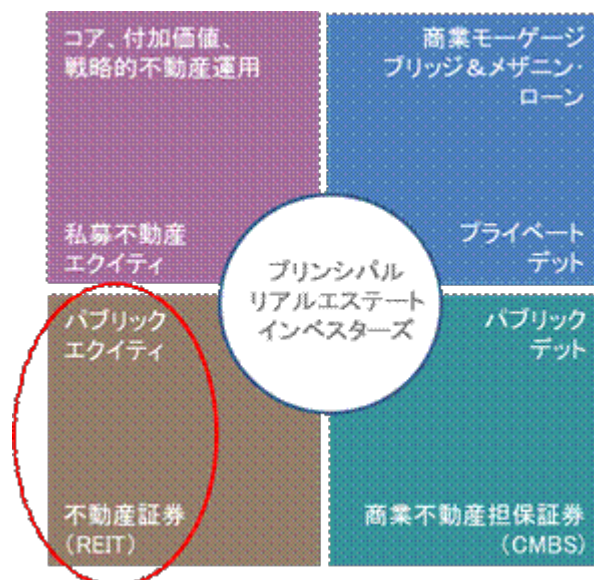
- グローバル・ポートフォリオ・マネジャーが意思決定の主体となり、これまでのプロセスで深化した推奨銘柄や投資アイデアに基づき、銘柄選択を実施し、アクティブウェイトを決定します。
- ポートフォリオ全体のリスクレベルをコントロールする観点から、マクロ見通しに基づいてポジションの調整を行うことがあります。

モニタリング

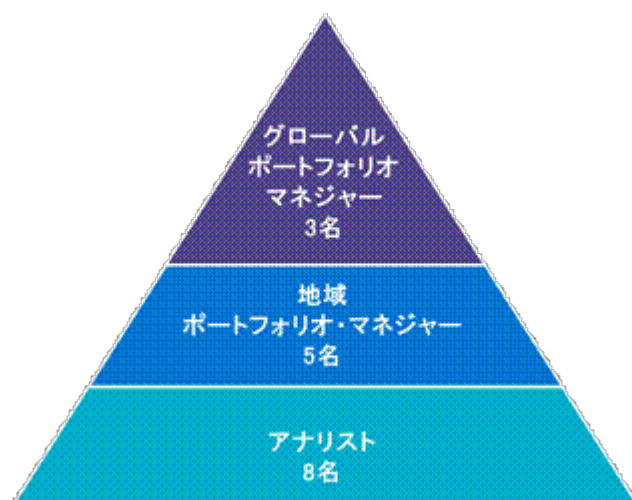
- グローバル・ポートフォリオ・マネジャーが、国やセクターのアクティブウェイトやベータに加え、サイズ、グロスおよびレバレッジなどといった様々なファクターについて、ポートフォリオのアクティブリスクを検証します。
- ボトムアップをベースとするポートフォリオのアロケーションがマクロ見通しと整合的であることを確認し、状況に応じて、ポートフォリオのポジションを調整します。

## &lt; 運用体制 &gt;

当ファンドの運用は、プリンシパル・リアルエステート・インベスターズの一部門である、公募不動産エクイティ（REIT運用チーム）が行います。



REIT運用チームは、経験豊富なグローバル・ポートフォリオ・マネジャーを中心とする16名の運用プロフェッショナルを米国（デモイン、シカゴ）、ロンドン、シンガポール、シドニーの5拠点に配置しています。



運用にあたっては、プリンシパル・リアルエステート・インベスターズの他の3部門に加え、グループ内のプリンシパル・グローバル・インベスターズのリソース（マクロ見通し、株式チーム）も活用しています。

上記体制は2017年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 12 . 大和住銀 / CBRE FOF s 用海外リートF（適格機関投資家限定）

### < 指定投資信託証券の概要 >

投資信託委託会社	大和住銀投信投資顧問株式会社
受託会社 (再信託受託会社)	三井住友信託銀行株式会社 (日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
基本的性格	追加型投信 / 海外 / 不動産投信
運用基本方針	海外REITマザーファンド受益証券への投資を通じて、世界各国の不動産投資信託証券を主要投資対象とすることにより、安定した収益の確保と信託財産の長期的な成長を図ることを目指して運用を行います。

ベンチマーク	S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算）
主要投資対象	海外REITマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	<p>海外REITマザーファンド受益証券（以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、世界各国の不動産投資信託証券を主要投資対象とします。</p> <p>グローバルベースでのマクロ分析、不動産市場のファンダメンタルズ分析とボトムアップ・アプローチによる個別銘柄の分析によりポートフォリオを構築します。</p> <p>S&amp;P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算）をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。</p> <p>マザーファンドの運用の指図に関する権限をシービーアールイー・クラリオン・セキュリティーズ・エルエルシーに委託します。</p> <p>実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>
主な投資制限	<p>投資信託証券（マザーファンドおよび金融商品取引所上場の投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。</p> <p>同一銘柄の投資信託証券（マザーファンドを除く）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。</p> <p>外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。</p> <p>デリバティブ取引はヘッジ目的に限定しません。</p>
設定日	平成30年4月19日（予定）
信託期間	無期限
収益分配	毎決算時に分配対象額の範囲内で、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には、分配を行わないことがあります。
信託報酬	純資産総額に対して年率0.648%（税抜0.60%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他費用等	財務諸表の監査に要する費用、有価証券売買時の売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用等は信託財産から支払われます（その他費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を記載することができません。）。
決算日	毎年7月25日（休業日の場合翌営業日）
ベンチマークについて	<p>S&amp;P先進国REIT指数（除く日本）（以下「当指数」）はS&amp;P Dow Jones Indices LLC（以下「SPDJI」）の商品であり、これを利用するライセンスが大和住銀投信投資顧問株式会社に付与されています。当指数に対する一切の権利はS&amp;P Globalの一部門であるSPDJIに帰属し、全部または一部を問わずSPDJIの書面による承諾なく再流通または再生産させることは禁じられております。S&amp;P®はS&amp;P Globalの登録商標で、DowJones®はDow Jones Trademark Holdings LLC（以下「Dow Jones」）の登録商標です。SPDJI、Dow Jonesまたはそれぞれの関連会社は、当指数が当該資産クラスまたはセクターを正確に表象しているかについていかなる表明も保証も行いません。SPDJI、Dow Jonesまたはそれぞれの関連会社は、当指数またはそれに含まれるデータの誤り、欠落、または中断に対して一切の責任も負いません。S&amp;P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算）とは、米ドルベースのS&amp;P先進国REIT指数（除く日本、配当込み）を委託会社が円換算したものです。</p>
その他	-

## &lt; 投資信託委託会社の概要 &gt;

大和住銀投信投資顧問株式会社は、大和証券グループと三井住友フィナンシャルグループのアセットマネジメント部門の中核であり、40年を超える歴史を持っています。運用再委託先のシービーアールイー・クラリオン・セキュリティーズ・エルエルシーは、世界的な不動産サービス会社である米国シービーアールイー・グループの上場不動産証券投資部門を担う運用会社です。同社は、シービーアールイー・グループの世界各国に展開したネットワークから不動産/マーケット情報・リサーチ情報を最大限活用することができます。

## &lt; 運用プロセス &gt;

**地域配分:**

マクロ経済動向の分析

資本市場の分析（不動産と債券や株式などの他資産との相対比較）

不動産市場動向（賃料、空室率、キャップレートなど）の分析

上場不動産市場の分析（キャッシュフロー、トータルリターン予測の比較など）

不動産セクター別テーマ、国別配分目標の設定

**銘柄選定:**

投資ユニバースのスクリーニング

不動産市場ファンダメンタルズ調査

経営陣との面談、保有物件視察

NAV予測、収益モデルの作成

個別銘柄の固有リスク分析

バリュエーション分析

銘柄選定

**ポートフォリオの構築:**

ベンチマークとの乖離やガイドラインを考慮してポートフォリオを構築

地域・銘柄・セクターの分散

## トップダウンによる地域・国別配分



## ボトムアップによる個別銘柄分析



運用プロセスは将来変更になる場合があります。

## 12 \_\_\_\_ . 海外REITマザーファンド

## &lt; マザーファンドの概要 &gt;

(以下略)

ベンチマークについて	<p>S&amp;P先進国REIT指数（除く日本）（以下「当指数」）はS&amp;P Dow Jones Indices LLC（以下「SPDJI」）の商品であり、これを利用するライセンスが大和住銀投信投資顧問株式会社に付与されています。当指数に対する一切の権利はS&amp;P Globalの一部門であるSPDJIに帰属し、全部または一部を問わずSPDJIの書面による承諾なく再流通または再生産させることは禁じられております。S&amp;P®はS&amp;P Globalの登録商標で、DowJones®はDow Jones Trademark Holdings LLC（以下「Dow Jones」）の登録商標です。SPDJI、Dow Jonesまたはそれぞれの関連会社は、当指数が当該資産クラスまたはセクターを正確に表象しているかについていかなる表明も保証も行いません。SPDJI、Dow Jonesまたはそれぞれの関連会社は、当指数またはそれに含まれるデータの誤り、欠落、または中断に対して一切の責任も負いません。S&amp;P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算）とは、米ドルベースのS&amp;P先進国REIT指数（除く日本、配当込み）を委託会社が円換算したものです。</p>
------------	--

(以下略)

## (5)投資制限

(以下略)

信託約款に定める投資制限

(以下略)

&lt; F WG-REIT &gt;

[平成30年4月17日まで]

イ．主な投資制限

(以下略)

へ．受託会社による資金の立替

(以下略)

(ハ)上記(イ)および(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

[平成30年4月18日以降]

イ．主な投資制限

(イ)投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。

(ロ)投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

(ハ)同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

(ニ)外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

ロ．公社債の借入れの指図

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(ロ)前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(ニ)(イ)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

ハ．特別な場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には制約されることがあります。

## ニ．外国為替予約の指図および範囲

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産およびマザーファンドに属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

## ホ．資金の借入れ

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。

(ハ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(ニ)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

## ヘ．受託会社による資金の立替

(イ)信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

(ロ)信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

(ハ)上記(イ)および(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

法令による投資制限

(以下略)

[次へ](#)

### 3 投資リスク

下線部は訂正部分を示します。

< 訂正前 >

< 基準価額の変動要因 >

基準価額を変動させる要因として主に以下のリスクがあります。ただし、以下の説明はすべてのリスクを表したものではありません。

S M B Cファンドラップ・シリーズの各ファンドが有する主なリスクは、以下(1)から(11)の項目のうち 印のものとなります。

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)
F W日本バリュース株											
F W日本グロース株					—						
F W日本中小型株					—						
F W米国株											
F W欧州株											
F W新興国株											
F W日本債											
F W米国債											
F W欧州債											
F W新興国債											
F WJ-REIT											
F WG-REIT										—	
F Wコモディティ											
F Wヘッジファンド											

— F W日本グロース株およびF W日本中小型株につきましては、投資信託証券への投資を通じて外貨建資産に投資する場合には、外国証券投資のリスクも生じます。

(1) 価格変動リスク

(以下略)

< その他の留意点 >

(以下略)

(4) ベンチマークに関する留意点

(以下略)

S M B Cファンドラップ・シリーズのうち、ベンチマークが定められているファンドとそのベンチマークは以下の通りです。

F W日本バリュース株：TOPIX（東証株価指数・配当込み）

F WJ-REIT：東証REITインデックス（配当込み）

F WG-REIT：S&P先進国REITインデックス（除く日本、配当込み、円換算）

(5) 換金請求の受付に関する留意点

(以下略)

< 訂正後 >

< 基準価額の変動要因 >

基準価額を変動させる要因として主に以下のリスクがあります。ただし、以下の説明はすべてのリスクを表したものではありません。

S M B Cファンドラップ・シリーズの各ファンドが有する主なリスクは、以下(1)から(11)の項目のうち 印のものとなります。

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)
F W日本バリュース株											
F W日本グロース株					1						

F W日本中小型株					<u>1</u>						
F W米国株											
F W欧州株											
F W新興国株											
F W日本債											
F W米国債											
F W欧州債											
F W新興国債											
F WJ-REIT											
F WG-REIT									<u>2</u>	<u>2</u>	
F Wコモディティ											
F Wヘッジファンド											

1 F W日本グロース株およびF W日本中小型株につきましては、投資信託証券への投資を通じて外貨建資産に投資する場合には、外国証券投資のリスクも生じます。

2 F WG-REITが有する主なリスクは、平成30年4月17日までは「(10)ファミリーファンド方式に関する基準価額の変動について」、平成30年4月18日以降は「(11)その他のリスク」となります。

(1) 価格変動リスク

(以下略)

< その他の留意点 >

(以下略)

(4) ベンチマークに関する留意点

(以下略)

S M B C ファンドラップ・シリーズのうち、ベンチマークが定められているファンドとそのベンチマークは以下の通りです。

F W日本バリュー株：TOPIX（東証株価指数・配当込み）

F WJ-REIT：東証REITインデックス（配当込み）

F WG-REIT：平成30年4月17日まではS&P先進国REITインデックス（除く日本、配当込み、円換算）、平成30年4月18日以降は該当ありません。

(5) 換金請求の受付に関する留意点

(以下略)

[次へ](#)



## 4 手数料等及び税金

## (3) 信託報酬等

原届出書の内容は下記事項の内容に訂正されます。

< F W日本バリュース株、F W日本グロース株、F W日本中小型株、F W米国株、F W欧州株、F W新興国株、F W米国債、F W欧州債、F W新興国債、F WJ-REIT、F Wコモディティ、F Wヘッジファンド >

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に以下に掲げる率を乗じて得た金額とします。委託会社は販売会社に対して、販売会社の行う業務に対する代行手数料を支払います。委託会社、販売会社および受託会社間の配分は以下の表のとおりです。

ファンド名	委託会社	販売会社	受託会社	合計
F W日本バリュース株	年率0.60% (税抜)	年率0.10% (税抜)	年率0.03% (税抜)	年率0.7884% (税抜0.73%)
F W日本グロース株 F W日本中小型株 F W欧州株 F W新興国株 F W米国債 F W欧州債 F W新興国債 F Wコモディティ	各ファンド につき 年率0.15% (税抜)	各ファンド につき 年率0.10% (税抜)	各ファンド につき 年率0.03% (税抜)	各ファンド につき 年率0.3024% (税抜0.28%)
F W米国株	年率0.90% (税抜)	年率0.10% (税抜)	年率0.03% (税抜)	年率1.1124% (税抜1.03%)
F WJ-REIT	年率0.44% (税抜)	年率0.10% (税抜)	年率0.03% (税抜)	年率0.6156% (税抜0.57%)
F Wヘッジファンド	年率0.18% (税抜)	年率0.10% (税抜)	年率0.03% (税抜)	年率0.3348% (税抜0.31%)

F W日本バリュース株、F WJ-REITではマザーファンドで信託報酬は収受されませんので、実質的な信託報酬は上記と同じです。

キャッシュ・マネジメント・マザーファンドにおいては、信託報酬は収受されません。

上記の委託会社、販売会社および受託会社間の信託報酬の配分はそれぞれ「ファンドの運用等の対価」、「購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価」および「運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価」です。

## &lt; F W日本債 &gt;

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.2484%（税抜0.23%）～年率0.3024%（税抜0.28%）を乗じて得た金額とします。信託報酬率は、前月最終営業日の新発10年国債利回り（日本相互証券株式会社発表終値。以下「新発10年国債利回り」といいます。）に応じて以下のとおりとし、毎月の第1営業日の計上分より適用します。

委託会社は販売会社に対して、販売会社の行う業務に対する代行手数料を支払います。委託会社、販売会社および受託会社間の配分は以下の表のとおりです。

新発10年国債利回り	委託会社	販売会社	受託会社	合計
0.5%未満	年率0.10% (税抜)	年率0.10% (税抜)	年率0.03% (税抜)	年率0.2484% (税抜0.23%)
0.5%以上	年率0.15% (税抜)			年率0.3024% (税抜0.28%)

キャッシュ・マネジメント・マザーファンドにおいては、信託報酬は収受されません。

上記の委託会社、販売会社および受託会社間の信託報酬の配分はそれぞれ「ファンドの運用等の対価」、「購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価」および「運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価」です。

## &lt; F WG-REIT &gt;

[平成30年4月17日まで]

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に以下に掲げる率を乗じて得た金額とします。委託会社は販売会社に対して、販売会社の行う業務に対する代行手数料を支払います。委託会社、販売会社および受託会社間の配分は以下の表のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社	合計
年率0.75% (税抜)	年率0.10% (税抜)	年率0.03% (税抜)	年率0.9504% (税抜0.88%)

海外REITマザーファンドにおいては信託報酬は収受されませんので、実質的な信託報酬は上記と同じです。

上記の委託会社、販売会社および受託会社間の信託報酬の配分はそれぞれ「ファンドの運用等の対価」、「購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価」および「運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価」です。

[平成30年4月18日以降]

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に以下に掲げる率を乗じて得た金額とします。委託会社は販売会社に対して、販売会社の行う業務に対する代行手数料を支払います。委託会社、販売会社および受託会社間の配分は以下の表のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社	合計
年率0.15% (税抜)	年率0.10% (税抜)	年率0.03% (税抜)	年率0.3024% (税抜0.28%)

海外REITマザーファンドおよびキャッシュ・マネジメント・マザーファンドにおいては、信託報酬は収受されません。

上記の委託会社、販売会社および受託会社間の信託報酬の配分はそれぞれ「ファンドの運用等の対価」、「購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価」および「運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価」です。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬にかかる消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します（税額は、税法改正時には変更となります。）。

信託報酬の販売会社への配分は、委託会社が一旦信託財産から収受した後、各販売会社毎の取扱残高に応じて支払います。委託会社は、信託報酬を収受したときは、販売会社に対して代行手数料を遅滞なく支払うものとします。なお、販売会社への配分には、消費税等相当額がかかります。

ファンド・オブ・ファンズは他のファンドを投資対象としており、実質的な信託報酬は投資対象ファンドの信託報酬を加算したものとなります。ファンド・オブ・ファンズ形式で運用されるファンドにおける実質的な信託報酬は以下の通りです（ただし、F WG-REITはファンド・オブ・ファンズ形式へ変更となる平成30年4月18日以降の投資対象とする指定投資信託証券および実質的な信託報酬を記載しています。）。

ファンド名 ファンドの信託報酬	投資対象とする指定投資信託証券 指定投資信託証券の信託報酬	実質的な信託報酬
F W日本グロース株 年率0.28% (税抜)	SMAM / FOF s 用日本グロース株F (適格機関投資家限定) 年率0.56% (税抜)	最大 年率0.9072% (税抜0.84%)

F W日本中小型株 年率0.28% (税抜)	インベスコ / FOF s 用日本中小型株F (適格機関投資家限定) 年率0.59% (税抜)	最大 年率0.9396% (税抜0.87%)
	日興アセット / FOF s 用日本中小型株F (適格機関投資家限定) 年率0.59% (税抜)	
	S B I / FOF s 用日本中小型株F (適格機関投資家限定) 年率0.54% (税抜)	
F W米国株 年率1.03% (税抜)	T.Rowe Price Funds SICAV - U.S. Large-Cap Growth Equity Fund なし	年率1.1124% (税抜1.03%)
	T.Rowe Price Funds SICAV - U.S. Large-Cap Value Equity Fund なし	
	T.Rowe Price Funds SICAV - U.S. Blue Chip Equity Fund なし	
F W欧州株 年率0.28% (税抜)	シュローダー / FOF s 用欧州株F (適格機関投資家限定) 年率0.67% (税抜)	最大 年率1.026% (税抜0.95%)
F W新興国株 年率0.28% (税抜)	G I M / FOF s 用新興国株F (適格機関投資家限定) 年率0.76% (税抜)	最大 年率1.1232% (税抜1.04%) (注5)
	Amundi Funds Equity Emerging Focus 年率0.50%	
F W日本債 年率0.23% (税抜) ~ 年率0.28% (税抜)	三井住友 / FOF s 用日本債F (適格機関投資家限定) 年率0.20% (税抜)	最大 年率0.4644% (税抜0.43%) ~ 最大 年率0.5184% (税抜0.48%)
F W米国債 年率0.28% (税抜)	ブラックロック / FOF s 用米国債F (適格機関投資家限定) 年率0.41% (税抜)	最大 年率0.7452% (税抜0.69%)
F W欧州債 年率0.28% (税抜)	ドイチェ / FOF s 用欧州債F (適格機関投資家限定) 年率0.48% (税抜)	最大 年率0.8208% (税抜0.76%)
F W新興国債 年率0.28% (税抜)	FOF s 用新興国債F (適格機関投資家限定) 年率0.64% (税抜)	最大 年率0.9936% (税抜0.92%)

[平成30年4月18日以 降] FWG-REIT 年率0.28%（税抜）	大和住銀 / プリンシパルFOFs用外国 リートF（適格機関投資家限定） 最大 年率0.60%（税抜）	最大 年率0.9504%（税抜0.88%）
	大和住銀 / CBRE FOFs用海外リートF （適格機関投資家限定） 年率0.60%（税抜）	
	海外REITマザーファンド なし	
FWコモディティ 年率0.28%（税抜）	パインブリッジ / FOFs用コモディ ティF（適格機関投資家限定） 年率0.36%（税抜）	最大 年率0.6912%（税抜0.64%）
FWヘッジファンド 年率0.31%（税抜）	大和住銀 / FOFs用日本株MN （適格機関投資家限定） 年率0.34%（税抜）	最大 年率0.702%（税抜0.65%）

(注1) 指定投資信託証券の信託報酬は平成30年3月27日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(注2) 指定投資信託証券が国内籍の場合は、信託報酬や売買委託手数料、監査費用等の費用が別途かかります。また、指定投資信託証券が外国籍の場合は、ファンドの設立費用、監査費用等の費用が別途かかります。なお、いずれも申込手数料はかかりません。

(注3) ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬、管理報酬等の詳細については、「SMB Cファンドラップ・シリーズが投資対象とする指定投資信託証券等の概要」をご参照ください。

(注4) FW米国株の信託報酬から支弁される投資顧問報酬に、指定投資信託証券の信託報酬等は含まれています。

(注5) FW新興国株の実質的な信託報酬は、平成30年3月28日に計算されるFW新興国株の基準価額から反映されます。

以下のファンドでは、委託会社の報酬に投資顧問会社への投資顧問報酬が含まれ、委託会社が報酬を受け取った後、当該報酬から支弁するものとします。

ファンド名	投資顧問報酬
FW米国株	ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドへの投資顧問報酬（含む組入投資信託証券の運用報酬） ...信託財産の純資産総額に対し、年率0.60%以内の率を乗じて得た額
FWG-REIT	シービーアールイー・クラリオン・セキュリティーズ・エルエルシー（海外REITマザーファンドの投資顧問会社）への投資顧問報酬 ...信託財産に属するとみなされる海外REITマザーファンドの時価総額に年率0.45%以内の率を乗じて得た額

#### 運用管理費用（信託報酬）の概要

[平成30年4月17日まで]

投資対象	SMBCファンドラップ・シリーズ 委託会社：大和住銀投信投資顧問		+
	ファンド名	運用管理費用 (信託報酬)の総額	
国内株式	SMBCファンドラップ・日本バリュー株	年率0.73% (税抜)	+
	SMBCファンドラップ・日本グロース株	年率0.28% (税抜)	
	SMBCファンドラップ・日本中小型株	年率0.28% (税抜)	
外国株式	SMBCファンドラップ・米国株	年率1.03% (税抜)	+
	SMBCファンドラップ・欧州株	年率0.28% (税抜)	
	SMBCファンドラップ・新興国株	年率0.28% (税抜)	
国内債券	SMBCファンドラップ・日本債	年率0.23% (税抜) ～ 年率0.28% (税抜)	+
外国債券	SMBCファンドラップ・米国債	年率0.28% (税抜)	+
	SMBCファンドラップ・欧州債	年率0.28% (税抜)	
	SMBCファンドラップ・新興国債	年率0.28% (税抜)	
REIT	SMBCファンドラップ・J-REIT	年率0.57% (税抜)	+
	SMBCファンドラップ・G-REIT	年率0.88% (税抜)	
コモディティ	SMBCファンドラップ・コモディティ	年率0.28% (税抜)	+
ヘッジファンド	SMBCファンドラップ・ヘッジファンド	年率0.31% (税抜)	+

投資対象とするマザーファンドおよび指定投資信託証券			実質的な 運用管理費用 (信託報酬)
ファンド名 <sup>*1</sup>	委託会社（運用会社） (実質的な運用主体)	運用管理費用 (信託報酬)の総額	
国内株式マザーファンド	大和住銀投信投資顧問	なし <sup>*3</sup>	年率0.7884% (税抜0.73%)
SMAM/FOFs用日本グロース株F	三井住友アセットマネジメン ト	年率0.56% (税抜)	最大 年率0.9072% (税抜0.84%)
インベスコ/FOFs用日本中小型株F	インベスコ・アセット・マ ネジメント	年率0.59% (税抜)	最大 年率0.9396% (税抜0.87%)
日興アセット/FOFs用日本中小型株F	日興アセットマネジメント	年率0.59% (税抜)	
SBI/FOFs用日本中小型株F	SBIアセットマネジメント	年率0.54% (税抜)	
USラージキャップ・グロース・エクイ ティ・ファンド <sup>*2</sup>	ティー・ロウ・プライス・ インターナショナル・リミ テッド	なし <sup>*3</sup>	年率1.1124% (税抜1.03%)
USラージキャップ・バリュー・エクイ ティ・ファンド <sup>*2</sup>			
USブルーチップ・エクイティ・ファンド <sup>*2</sup>			
シュローダー/FOFs用欧州株F	シュローダー・インベスト メント・マネジメント	年率0.67% (税抜)	最大 年率1.026% (税抜0.95%)
GIM/FOFs用新興国株F	JPモルガン・アセット・ マネジメント	年率0.76% (税抜)	最大 年率1.1232% (税抜1.04%)
Amundiファンズ・エクイティ・ エマージング・フォーカス	アムンディ アセットマネ ジメント	年率0.50%	
三井住友/FOFs用日本債F	三井住友アセットマネジメン ト	年率0.20% (税抜)	最大 年率0.4644% (税抜0.43%) ～ 最大 年率0.5184% (税抜0.48%)
ブラックロック/FOFs用米国債F	ブラックロック・ジャパン	年率0.41% (税抜)	最大 年率0.7452% (税抜0.69%)
ドイチェ/FOFs用欧州債F	ドイチェ・アセット・マネ ジメント	年率0.48% (税抜)	最大 年率0.8208% (税抜0.76%)
FOFs用新興国債F	ゴールドマン・サックス・ アセット・マネジメント	年率0.64% (税抜)	最大 年率0.9936% (税抜0.92%)
J-REITマザーファンド	大和住銀投信投資顧問 (投資助言会社：三井住友 信託銀行)	なし <sup>*3</sup>	年率0.6156% (税抜0.57%)
海外REITマザーファンド	大和住銀投信投資顧問 (運用委託先：シービーアー ルイー・クラリオン・セキュ リティーズ・エルエルシー)	なし <sup>*3</sup>	年率0.9504% (税抜0.88%)
パインブリッジ/FOFs用コモディティF	パインブリッジ・インベス トメンツ	年率0.36% (税抜)	最大 年率0.6912% (税抜0.64%)
大和住銀/FOFs用日本株MN	大和住銀投信投資顧問	年率0.34% (税抜)	最大 年率0.702% (税抜0.65%)

\*1 ファンド名に「適格機関投資家限定」が付く場合は、省略して記載しております。

\*2 ファンド名の「ティー・ロウ・プライス・ファンズSICAV」を省略して記載しております。

\*3 運用管理費用（信託報酬）はSMBCファンドラップ・シリーズの運用管理費用（信託報酬）に含まれております。

[平成30年4月18日以降]

投資対象	SMBCファンドラップ・シリーズ 委託会社：大和住銀投信投資顧問		+
	ファンド名	運用管理費用 (信託報酬)の総額	
国内株式	SMBCファンドラップ・日本バリュー株	年率0.73% (税抜)	+
	SMBCファンドラップ・日本グロース株	年率0.28% (税抜)	
	SMBCファンドラップ・日本中小型株	年率0.28% (税抜)	
外国株式	SMBCファンドラップ・米国株	年率1.03% (税抜)	+
	SMBCファンドラップ・欧州株	年率0.28% (税抜)	
	SMBCファンドラップ・新興国株	年率0.28% (税抜)	
国内債券	SMBCファンドラップ・日本債	年率0.23% (税抜) ～ 年率0.28% (税抜)	+
外国債券	SMBCファンドラップ・米国債	年率0.28% (税抜)	+
	SMBCファンドラップ・欧州債	年率0.28% (税抜)	
	SMBCファンドラップ・新興国債	年率0.28% (税抜)	
REIT	SMBCファンドラップ・J-REIT	年率0.57% (税抜)	+
	SMBCファンドラップ・G-REIT	年率0.28% (税抜)	
コモディティ	SMBCファンドラップ・コモディティ	年率0.28% (税抜)	+
ヘッジファンド	SMBCファンドラップ・ヘッジファンド	年率0.31% (税抜)	+

投資対象とするマザーファンドおよび指定投資信託証券			= 実質的な 運用管理費用 (信託報酬)
ファンド名*	委託会社（運用会社） (実質的な運用主体)	運用管理費用 (信託報酬) の総額	
国内株式マザーファンド	大和住銀投信投資顧問	なし*3	年率0.7884% (税抜0.73%)
SMAM/FOFs用日本グロース株F	三井住友アセットマネジメ ント	年率0.56% (税抜)	最大 年率0.9072% (税抜0.84%)
インベスコ/FOFs用日本中小型株F	インベスコ・アセット・マ ネジメント	年率0.59% (税抜)	= 最大 年率0.9396% (税抜0.87%)
日興アセット/FOFs用日本中小型株F	日興アセットマネジメント	年率0.59% (税抜)	
SBI/FOFs用日本中小型株F	SBIアセットマネジメント	年率0.54% (税抜)	
USラージキャップ・グロース・エクイ ティ・ファンド*2	ティー・ロウ・プライス・ インターナショナル・リミ テッド	なし*3	年率1.1124% (税抜1.03%)
USラージキャップ・バリュー・エクイ ティ・ファンド*2			
USブルーチップ・エクイティ・ファンド*2			
シュローダー/FOFs用欧州株F	シュローダー・インベスト メント・マネジメント	年率0.67% (税抜)	= 最大 年率1.026% (税抜0.95%)
GIM/FOFs用新興国株F	JPモルガン・アセット・ マネジメント	年率0.76% (税抜)	最大 年率1.1232% (税抜1.04%)
Amundiファンズ・エクイティ・ エマージング・フォーカス	アムンディ アセットマネ ジメント	年率0.50%	
三井住友/FOFs用日本債F	三井住友アセットマネジメ ント	年率0.20% (税抜)	= 最大 年率0.4644% (税抜0.43%) ～ 最大 年率0.5184% (税抜0.48%)
ブラックロック/FOFs用米国債F	ブラックロック・ジャパン	年率0.41% (税抜)	最大 年率0.7452% (税抜0.69%)
ドイチェ/FOFs用欧州債F	ドイチェ・アセット・マネ ジメント	年率0.48% (税抜)	= 最大 年率0.8208% (税抜0.76%)
FOFs用新興国債F	ゴールドマン・サックス・ アセット・マネジメント	年率0.64% (税抜)	最大 年率0.9936% (税抜0.92%)
J-REITマザーファンド	大和住銀投信投資顧問 (投資助言会社：三井住友 信託銀行)	なし*3	年率0.6156% (税抜0.57%)
大和住銀/プリンシパルFOFs用 外国リートF	大和住銀投信投資顧問	最大 年率0.60% (税抜)	= 最大 年率0.9504% (税抜0.88%)
大和住銀/CBRE FOFs用海外リートF		年率0.60% (税抜)	
海外REITマザーファンド		なし*3	
パインブリッジ/FOFs用コモディティF	パインブリッジ・インベス トメンツ	年率0.36% (税抜)	= 最大 年率0.6912% (税抜0.64%)
大和住銀/FOFs用日本株MN	大和住銀投信投資顧問	年率0.34% (税抜)	= 最大 年率0.702% (税抜0.65%)

\*1 ファンド名に「適格機関投資家限定」が付く場合は、省略して記載しております。

\*2 ファンド名の「ティー・ロウ・プライス・ファンズSICAV」を省略して記載しております。

\*3 運用管理費用（信託報酬）はSMBFファンドラップ・シリーズの運用管理費用（信託報酬）に含まれております。

#### (4) その他の手数料等

下線部は訂正部分を示します。

< 訂正前 >

信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し以下に掲げる率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。また、委託会社は信託財産の規模等を考慮してその率または金額を変更することができます。

ファンド名	監査報酬率の上限
-------	----------

(以下略)



F WG-REIT	年率0.01188% (税抜0.0110%)
-----------	------------------------

(注) 上記の内容は、今後変更になる場合があります。

(以下略)

<訂正後>

信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し以下に掲げる率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。また、委託会社は信託財産の規模等を考慮してその率または金額を変更することができます。

ファンド名	監査報酬率の上限
-------	----------

(以下略)

F WG-REIT	[平成30年4月17日まで] 年率0.01188% (税抜0.0110%) [平成30年4月18日以降] 年率0.00648% (税抜0.0060%)
-----------	--

(注) 上記の内容は、今後変更になる場合があります。

(以下略)

[前へ](#)

## 第2【管理及び運営】

## 1 申込（販売）手続等

下線部は訂正部分を示します。

<訂正前>

- (1)当ファンドの取得申込者は、販売会社において申込期間における毎営業日<sup>(注)</sup>にお申込みいただけます。お申込みの受付は原則として午後3時までとします。これらの受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の取扱いとします。

(以下略)

ファンド名	取得申込受付不可日
-------	-----------

(以下略)

F W新興国債	取得申込受付日当日またはその翌営業日が、英国証券取引所、ロンドンの銀行、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合
F Wコモディティ	取得申込受付日当日またはその翌営業日が、ロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合、またはブルームバーグ商品指数の算出・公表されない日と同日の場合

(以下略)

- (3)申込価額は、各ファンドにつき、以下の通りとします（当初1口＝1円）。

ファンド名	申込価額
F W日本バリュー株 F WJ-REIT	取得申込受付日の基準価額
F W日本グロース株 F W日本中小型株 F W米国株 F W日本債 F WG-REIT F Wヘッジファンド	取得申込受付日の翌営業日の基準価額
F W欧州株 F W新興国株 F W米国債 F W欧州債 F W新興国債 F Wコモディティ	取得申込受付日の翌々営業日の基準価額

(以下略)

<訂正後>

- (1)当ファンドの取得申込者は、販売会社において申込期間における毎営業日<sup>(注)</sup>にお申込みいただけます。お申込みの受付は原則として午後3時までとします。これらの受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の取扱いとします。

(以下略)

ファンド名	取得申込受付不可日
-------	-----------

(以下略)

F W新興国債	取得申込受付日当日またはその翌営業日が、英国証券取引所、ロンドンの銀行、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合
[平成30年4月18日以降] F WG-REIT	取得申込受付日当日またはその翌営業日が、ニューヨーク証券取引所の休業日と同日の場合

FWコモディティ	取得申込受付日当日またはその翌営業日が、ロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合、またはブルームバーグ商品指数の算出・公表されない日と同日の場合
----------	--

(以下略)

(3) 申込価額は、各ファンドにつき、以下の通りとします(当初1口=1円)。

ファンド名	申込価額
FW日本バリュー株 FWJ-REIT	取得申込受付日の基準価額
FW日本グロース株 FW日本中小型株 FW米国株 FW日本債 FWヘッジファンド	取得申込受付日の翌営業日の基準価額
FWG-REIT	[平成30年4月17日まで] 取得申込受付日の翌営業日の基準価額 [平成30年4月18日以降] 取得申込受付日の翌々営業日の基準価額
FW欧州株 FW新興国株 FW米国債 FW欧州債 FW新興国債 FWコモディティ	取得申込受付日の翌々営業日の基準価額

(以下略)

## 2 換金(解約)手続等

下線部は訂正部分を示します。

&lt;訂正前&gt;

受益者は、販売会社に対して毎営業日(注)に解約のお申込みをすることができます。解約の受付は原則として午後3時までとします。これらの受付時間を過ぎてからの解約請求は翌営業日の取扱いとします。

(以下略)

ファンド名	解約請求受付不可日
-------	-----------

(以下略)

FW新興国債	解約請求受付日当日またはその翌営業日が、英国証券取引所、ロンドンの銀行、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合
FWコモディティ	解約請求受付日当日またはその翌営業日が、ロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合、またはブルームバーグ商品指数の算出・公表されない日と同日の場合

(以下略)

&lt;解約請求による換金手続き&gt;

解約価額：各ファンドにつき、以下の通りとします。

(解約価額については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。)

ファンド名	解約価額
FW日本バリュー株 FWJ-REIT	解約請求受付日の基準価額

F W日本グロース株 F W日本中小型株 F W米国株 F W日本債 F WG-REIT F Wヘッジファンド	解約請求受付日の翌営業日の基準価額
F W欧州株 F W新興国株 F W米国債 F W欧州債 F W新興国債 F Wコモディティ	解約請求受付日の翌々営業日の基準価額

(以下略)

解約代金の支払い：原則として解約請求を受付けた日から起算して、以下の通りとします。

ファンド名	解約代金支払開始日
F W日本バリュー株 F WJ-REIT F WG-REIT	5 営業日目
F W日本グロース株 F W日本中小型株 F W米国株 F W欧州株 F W日本債 F W米国債 F W欧州債 F W新興国債 F Wヘッジファンド	6 営業日目
F W新興国株 F Wコモディティ	7 営業日目

(以下略)

&lt; 訂正後 &gt;

受益者は、販売会社に対して毎営業日<sup>(注)</sup>に解約のお申込みをすることができます。解約の受付は原則として午後3時までとします。これらの受付時間を過ぎてからの解約請求は翌営業日の取扱いとします。

(以下略)

ファンド名	解約請求受付不可日
-------	-----------

(以下略)

F W新興国債	解約請求受付日当日またはその翌営業日が、英国証券取引所、ロンドンの銀行、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合
[平成30年4月18日以降] F WG-REIT	解約請求受付日当日またはその翌営業日が、ニューヨーク証券取引所の休業日と同日の場合
F Wコモディティ	解約請求受付日当日またはその翌営業日が、ロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合、またはブルームバーグ商品指数の算出・公表されない日と同日の場合

(以下略)

&lt; 解約請求による換金手続き &gt;

解約価額：各ファンドにつき、以下の通りとします。

（解約価額については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。）

ファンド名	解約価額
F W日本バリュー株 F WJ-REIT	解約請求受付日の基準価額
F W日本グロース株 F W日本中小型株 F W米国株 F W日本債 F Wヘッジファンド	解約請求受付日の翌営業日の基準価額
F WG-REIT	[平成30年4月17日まで] 解約請求受付日の翌営業日の基準価額 [平成30年4月18日以降] 解約請求受付日の翌々営業日の基準価額
F W欧州株 F W新興国株 F W米国債 F W欧州債 F W新興国債 F Wコモディティ	解約請求受付日の翌々営業日の基準価額

（以下略）

解約代金の支払い：原則として解約請求を受付けた日から起算して、以下の通りとします。

ファンド名	解約代金支払開始日
F W日本バリュー株 F WJ-REIT	5 営業日目
F WG-REIT	[平成30年4月17日まで] 5 営業日目 [平成30年4月18日以降] 6 営業日目
F W日本グロース株 F W日本中小型株 F W米国株 F W欧州株 F W日本債 F W米国債 F W欧州債 F W新興国債 F Wヘッジファンド	6 営業日目
F W新興国株 F Wコモディティ	7 営業日目

（以下略）

### 3 資産管理等の概要

下線部は訂正部分を示します。

< 訂正前 >

#### (1) 資産の評価

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国におけ

る計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。外国為替予約の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

<主要投資対象の評価方法>

ファンド名	有価証券等	評価方法
(以下略)		
F WG-REIT	REIT (不動産投資信託証券)	原則として、基準価額計算日の取引所の最終相場で評価します。 外国で取引される資産については、原則として基準価額計算日の前日とします。

(以下略)

<訂正後>

(1)資産の評価

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下、「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。外国為替予約の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

<主要投資対象の評価方法>

ファンド名	有価証券等	評価方法
(以下略)		
F WG-REIT	[平成30年4月17日まで] REIT (不動産投資信託証券)	原則として、基準価額計算日の取引所の最終相場で評価します。 外国で取引される資産については、原則として基準価額計算日の前日とします。
	[平成30年4月18日以降] 指定投資信託証券	指定投資信託証券が国内籍の場合は、原則として、基準価額計算日の前営業日の基準価額で評価します。ただし、親投資信託については、原則として基準価額計算日とします。また、指定投資信託証券が外国籍の場合は、原則として、基準価額計算日に知り得る直近の純資産額(上場されている場合は、その主たる取引所における最終相場)で評価します。

(以下略)

以上